

景観形成地区・風景形成地域指定の流れ

景観形成地区

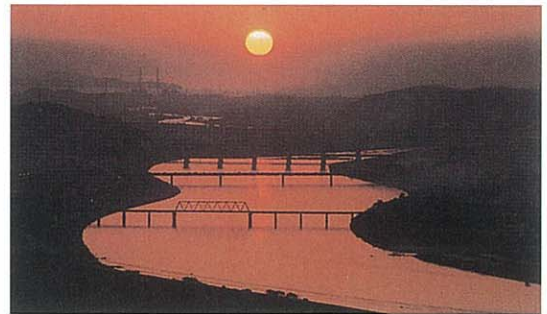
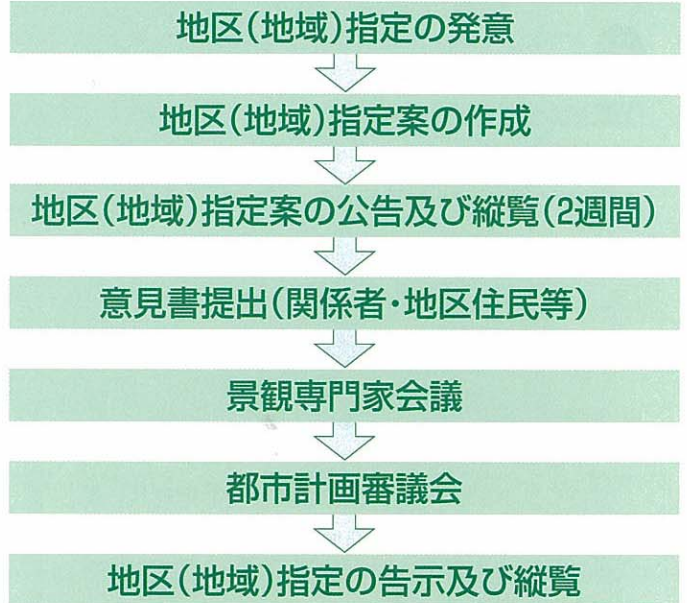
- 景観形成を図る必要のある地区を指定します。
- (1) 駅その他公共施設の周辺等で、その地域を代表し、またその地域の特徴を表していく地区
 - (2) 歴史的意義を有する建造物が周辺の環境と一体をなしている地区
 - (3) 集落と田園とが一体となって、その地域の伝統的な生活空間がある地区
 - (4) 住宅、商業業務施設又は工業施設が一体をなす地区
 - (5) 市長が指定する道路及びその沿道で一体的に整備していく地区

風景形成地域

- 遠景の視点から風景を保全する地域を指定します。
- (1) 良好な自然の風景を有する地域
 - (2) 良好な田園風景を有する地域

建築物等届出の対象

裏表紙に記載しています。



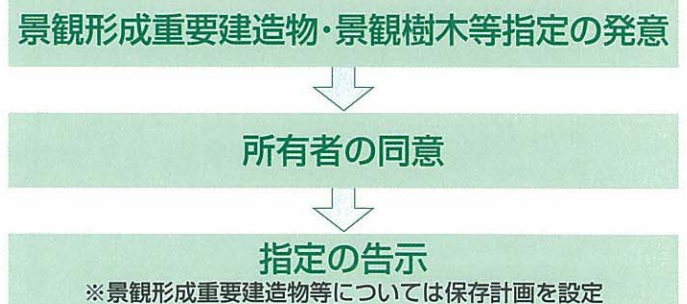
景観形成重要建造物・景観樹木等指定の流れ

景観形成重要建造物等

景観の形成を図るため、重要な価値があると認める工作物を指定します。

景観樹木等

景観の形成を図るため、必要があると認める地域の樹木又は樹木の集団を指定します。



Column 景観まちづくり条例による助成

市民や事業者が景観形成を図るための様々な経費等の一部を助成します。

- 景観形成地区、風景形成地域で、景観の形成を図るための経費
- 景観形成重要建造物等、景観樹木等の保存等に必要な経費
- 占有敷地の緑化に必要な経費
- 景観まちづくり市民団体が実施する活動に必要な経費
- 景観まちづくり市民協定の区域において、景観まちづくりに寄与するための行為に要する経費
- 地区計画における、地区施設の整備推進に必要な経費